

第 6 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	1	6	7	14

(2) 議案の名称

<予算>

議案第 5 5 号 令和 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号） … 5

<条例>

議案第 5 6 号 尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備に関する条例について … 9

議案第 5 7 号 尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について …15

議案第 5 8 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について …19

議案第 5 9 号 尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について …33

議案第 6 0 号 尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について …35

議案第 6 1 号 尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例について …39

<その他>

議案第 6 2 号 旧慣による公有財産の使用権の廃止について …41

議案第 6 3 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件） …43

議案第 6 4 号 工事請負契約について（記念公園陸上競技場等改修工事） …45

議案第 6 5 号 物件の買入れについて（消防団小型動力ポンプ積載車） …47

議案第 6 6 号 物件の買入れについて（高規格救急自動車） …49

議案第 6 7 号 物件の買入れについて（水槽付き消防ポンプ自動車） …51

第6回尼崎市議会定例会

議案説明資料

<令和8年6月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第55号	所 管	各事業所管課
件 名	令和8年度尼崎市一般会計補正予算(第2号)				
内 容					
1	補正予算の内容 阪神バス等の運賃改定に伴い、高齢者及び障害者等の運賃に対する市の助成額を増額するほか、開明庁舎のトイレリニューアルに係る費用の一部を補助することなどに伴い、補正を行う。 各事業の概要等は別紙のとおり。				
2	補正予算の規模 (単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	247,251,000	314,347	247,565,347		
3	歳入歳出補正予算額 (単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	市税	△32,219	総務費	238,007	
	環境性能割交付金	△189,000	民生費	31,340	
	地方特例交付金	221,219	商工費	35,000	
	繰入金	199,507	土木費	10,000	
	繰越金	114,840			
	合 計	314,347	合 計	314,347	

4 債務負担行為

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営住宅建替等事業	令和 9 年度	1,556,097

変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
新図書館整備等事業	令和 11 年度	354,172	令和 12 年度	354,172

費目別事業概要

総務費	238,007 千円
公共施設整備保全基金積立金 廃止する富松住宅管理基金の残高を積み立てる。	199,507 千円
市議会議員選挙執行関係事業費 市議会議員の補欠選挙を実施する。	38,500 千円
民生費	31,340 千円
乗合自動車特別乗車証交付事業費 障害者等に交付している特別乗車証の市助成額を増額する。	305 千円
高齢者バス運賃助成事業費 高齢者に交付している乗車払カード及び定期券の購入に係る市助成額を増額する。	31,035 千円
商工費	35,000 千円
観光地域づくり推進事業費 開明庁舎のトイレリニューアルに係る費用の一部を補助する。	35,000 千円
土木費	10,000 千円
常光寺難波線道路整備事業費 波洲橋架替工事に係る設計を行う。	10,000 千円

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第56号	所 管	公共施設戦略課
件 名	尼崎市新図書館整備等事業を実施するための関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>「第1次尼崎市公共施設再編計画・実施編」に基づき、尼崎市立北図書館及び尼崎市立女性・勤労婦人センターを再編するにあたり、大井戸公園内における新図書館の整備や大井戸公園及び一部周辺道路のリニューアルを実施するための事業に着手するため、関係条例について所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正の対象となる条例</p> <p>(1) 尼崎市都市公園条例</p> <p>(2) 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例</p> <p>(3) 尼崎市指定管理者選定委員会条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 尼崎市都市公園条例の改正</p> <p>大井戸公園を特定公園（その管理を指定管理者に行わせることができる公園）に追加する。</p> <p>(2) 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例の改正</p> <p>ア 尼崎市立北図書館の位置を「尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号」から「尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号」に改める。</p> <p>イ 尼崎市立北図書館が行う事業に貸館事業を追加するほか、利用の許可や取消し等の貸館事業に関する規定を整備する。</p> <p>(3) 尼崎市指定管理者選定委員会条例の改正</p> <p>ア 指定管理者ごとの指定管理者対象施設の区分を規定する別表第1について、「尼崎市立北図書館」を「大井戸公園及び尼崎市立北図書館（以下「大井戸公園等」という。）」に改める。</p> <p>イ 指定管理者の選定に関する事項を調査審議する尼崎市指定管理者選定委員会の設置単位を規定する別表第2について、「尼崎市立北図書館」を「大井戸公園等」に改める。</p> <p>4 施行期日</p> <p>市規則で定める日</p> <p>ただし、3(3)の改正は公布の日</p>					

尼崎市都市公園条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、中央公園、西向島公園、猪名川公園、<u>大井戸公園</u>、小田南公園及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第26条 略</p> <p>(2) 特定公園の利用に係る使用料<u>又は料金</u>の徴収、減免及び還付に関すること。</p>	<p>(特定公園の管理)</p> <p>第22条 記念公園、橘公園、中央公園、西向島公園、猪名川公園、小田南公園及び尼崎城址公園（以下「特定公園」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第26条 略</p> <p>(2) 特定公園の利用に係る使用料<u>（小田南公園にあつては、その利用に係る第28条第1項に規定する利用料金）</u>の徴収、減免及び還付に関すること。</p>

尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 図書館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="212 472 783 714"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>尼崎市立北図書館</td> <td>尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第4条 図書館は、公立図書館としての目的を達成するため、次の各号（<u>尼崎市立中央図書館</u>にあっては、<u>第8号を除く。</u>）に掲げる事業を行う。</p> <p>(8) <u>レクリエーションの場の提供に関すること。</u></p> <p>(9) <u>その他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</u></p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第4条の2 <u>図書館（尼崎市立北図書館に限る。以下この条、次条、第7条、第9条、第11条及び第12条において同じ。）の施設のうち教育委員会が別に定める施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。</u></p> <p>(2) <u>図書館の施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>前条各号に掲げる事業の実施に支障があるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他図書館の管理上支障があるとき。</u></p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	名称	位置					尼崎市立北図書館	尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 図書館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 472 1402 714"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>尼崎市立北図書館</td> <td>尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事業)</p> <p>第4条 図書館は、公立図書館としての目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業</u></p>	名称	位置					尼崎市立北図書館	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号
名称	位置																
尼崎市立北図書館	尼崎市南武庫之荘3丁目37番1号																
名称	位置																
尼崎市立北図書館	尼崎市南武庫之荘3丁目21番21号																

第4条の3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、又は利用許可の条件を変更することができる。

(1) 許可利用者(利用許可を受けた者をいう。以下同じ。)が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(2) 許可利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定又は当該規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(4) その他教育委員会が図書館の管理上支障があると認めるとき。

2 市は、前項の規定による利用許可の取消し又は利用許可の条件の変更を受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(立入りの禁止等)

第5条 略

(3) 図書館資料を紛失し、損傷し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは附属設備を汚損し、毀損し、若しくは滅失させるおそれがある者

(損害賠償義務等)

第6条

2 前項に定めるもののほか、図書館の利用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させたときは、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館の管理)

第7条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行

(立入りの禁止等)

第5条 略

(3) 図書館資料を紛失し、損傷し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは附属設備その他の物件を汚損し、き損し、若しくは滅失させるおそれがある者

(損害賠償義務等)

第6条

2 前項に定めるもののほか、図書館の利用者は、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設又は附属設備その他の物件を汚損し、き損し、滅失させたときは、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館の管理)

第7条 図書館(尼崎市立北図書館に限る。第9条、第11条及び第12条において同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)

<p>わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 略</p> <p>(2) <u>利用許可、その取消し</u>その他図書館及び図書館資料の利用に関すること。</p>	<p>であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第11条 略</p> <p>(2) 図書館及び図書館資料の利用に関すること。</p>
--	---

尼崎市指定管理者選定委員会条例（第3条関係）

改正後	現 行				
<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="188 376 778 474"> <tr> <td>27 大井戸公園及び尼崎市立北図書館（以下「大井戸公園等」という。）</td> </tr> </table> <p>備考 第5項、第10項から第14項まで、第16項及び第20項から第27項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="188 712 778 766"> <tr> <td>16 大井戸公園等</td> </tr> </table> <p>備考 第3項から第5項まで、第7項及び第11項から第16項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	27 大井戸公園及び尼崎市立北図書館（以下「大井戸公園等」という。）	16 大井戸公園等	<p>別表第1</p> <table border="1" data-bbox="817 376 1398 430"> <tr> <td>27 尼崎市立北図書館</td> </tr> </table> <p>備考 第5項、第10項から第14項まで、第16項及び第20項から第26項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の指定管理者対象施設とみなす。</p> <p>別表第2</p> <table border="1" data-bbox="817 712 1398 766"> <tr> <td>16 尼崎市立北図書館</td> </tr> </table> <p>備考 第3項から第5項まで、第7項及び第11項から第15項までに掲げる施設は、これらの項ごとに一の施設とみなす。</p>	27 尼崎市立北図書館	16 尼崎市立北図書館
27 大井戸公園及び尼崎市立北図書館（以下「大井戸公園等」という。）					
16 大井戸公園等					
27 尼崎市立北図書館					
16 尼崎市立北図書館					

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第57号	所 管	人事課、公営企業局 企画 管理課
件 名	尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例及び尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の制定により、法律及び政令からの引用条項のずれが生じることから、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容 法律及び政令からの引用条項のずれを改める。</p> <p>3 施行期日 令和8年9月24日</p>					

尼崎市予算で定めるべき公営企業の用に供する重要な資産の取得及び処分等を定める条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(尼崎市議会の同意を要する賠償責任の免除) 第3条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の条例で定める場合は、法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>	<p>(尼崎市議会の同意を要する賠償責任の免除) 第3条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の条例で定める場合は、法第15条第1項に規定する企業職員で公営企業の業務に従事するものの賠償責任に係る賠償額が200,000円以上である場合とする。</p>

尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等で市に属するもの（以下「市長等」という。）が市に対して損害賠償責任を負う場合において、その損害賠償責任を負う額が当該市長等に係る責任限度額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額をいう。）を超えるときは、当該市長等が当該損害賠償責任に係る職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、その超える額について当該損害賠償責任を免除する。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等で市に属するもの（以下「市長等」という。）が市に対して損害賠償責任を負う場合において、その損害賠償責任を負う額が当該市長等に係る責任限度額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額をいう。）を超えるときは、当該市長等が当該損害賠償責任に係る職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限り、その超える額について当該損害賠償責任を免除する。</p>

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第58号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の制定に伴い、所要の整備を行うもの。				
2	主な改正内容				
	(1) 個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の対象となる入居の期限（現行：令和7年12月31日まで）を5年延長し、令和12年12月31日までとする。それに伴い控除の適用期限（現行：令和20年度まで）についても5年延長し、令和25年度までとする。				
	(2) 個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出すべき者に、源泉徴収を要しない公的年金等の支払を受ける納税義務者（一定の金額に満たない者を除く。）であって、障害者等に該当する者又は扶養親族等を有する者を加える。				
	(3) 固定資産税の免税点を次のとおり引き上げる。				
		改正後	現 行		
	家屋	30万円	20万円		
	償却資産	180万円	150万円		
	※土地は30万円で据置き				
	(4) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置について、適用期限（現行：令和8年3月31日まで）を5年延長し、令和13年3月31日までとする。				
	(5) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税等の税額の減額措置について、対象家屋を特別特定建築物（※）全般に拡充するとともに、令和11年3月31日までの間に当該特別特定建築物のバリアフリー改修工事が行われた場合、2年度分に限り、地方税法の参酌割合となる3分の1に相当する額を固定資産税等の税額から減額することとする。				
	※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、学校、病院、百貨店等）				
3	施行期日 公布の日 ただし、2(1)及び2(2)の改正は令和9年1月1日、2(3)の改正は令和9年4月1日				

尼崎市市税条例

改正後	現 行
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条</p> <p>12 特定配当等（法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この款において同じ。）<u>（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）</u>に係る所得を有する者に係る総所得金額は、<u>その</u>特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第11項（<u>これらの規定を法の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第19条</p> <p>12 特定配当等（法第23条第1項第15号に規定する特定配当等をいう。以下この款において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、<u>当該</u>特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。</p> <p>(税額控除)</p> <p>第25条</p> <p>2 所得割の納税義務者が、前年中に次の各号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、法第314条の7第1項及び第11項（<u>法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定によりこれらの規定を読み替えて適用する場合を含む。</u>）に規定するところにより算定した控除額をその者の第22条第2項及び第3項並びに前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(個人の市民税の申告等)</p> <p>第26条 第17条第1項第1号に掲げる者は3月15日までに、省令で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、第29条第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（第27条の3第1</p>

項を除き、以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。))で控除対象配偶者(法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。)に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいい、前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)及び前年中における合計所得金額(青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額(所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額)が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

項を除き、以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者をいい、前年の合計所得金額が950,000円以下である者に限る。))で控除対象配偶者(法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいう。)に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。以下同じ。))(前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第19条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第25条第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。)及び前年中における合計所得金額(青色事業専従者又は事業専従者を有する者にあつては、青色専従者給与額(所得税法第57条第1項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額の控除前の合計所得金額)が基礎控除額以下の者については、この限りでない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 法第317条の3の2第1項に規定する給与所得者(以下この条において「給与所得者」という。)で本市の区域内に住所を有するものは、その給与支払者(同項に規定する給与支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に係る法第317条の3の2第1項各号に掲げる事項がその年の前年においてその經由する給与支払者と同一の給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項(その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、その異動に係る事項については、当該前年の最後に提出したこれらの規定による申告書に記載した事項。以下この項において「前年申告書記載事項」という。)と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるとこ

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下である者に限る。)の自己と生計を一にする配偶者(青色事業専従者に該当する者で第19条第3項に規定する給与の支払を受けるもの及び事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が1,330,000円以下である者に限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に係る同項各号に掲げる事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書に記載した事項(その者が当該前年の中途において次項又は同条第3項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、その異動に係る事項については、当該前年の最後に提出したこれらの規定による申告書に記載した事項。以下この項において「前年申告書記載事項」という。)と異動がないときは、給与所得者は、省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項に

ろにより、同条第1項各号に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した前項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で本市の区域内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 法第317条の3の3第1項に規定する公的年金等受給者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で本市の区域内に住所を有するものは、その公的年金等支払者（同項に規定する公的年金等支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、法第317条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、その異動の内容その他省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。）（第35条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者で合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。）で退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族

<p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に係る<u>法第317条の3の3第2項各号</u>に掲げる事項がその年の前年においてその<u>經由する公的年金等支払者と同一の公的年金等支払者</u>を経由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項（以下この項において「前年申告書記載事項」という。）と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、<u>法第317条の3の3第2項各号</u>に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した前項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第33条の4</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴</p>	<p><u>（退職手当等に係る所得を有する者で合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3) 扶養親族又は特定親族の氏名</u></p> <p><u>(4) その他省令で定める事項</u></p> <p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に係る<u>同項各号</u>に掲げる事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した<u>同項又は法第317条の3の3第1項</u>の規定による申告書に記載した事項（以下この項において「前年申告書記載事項」という。）と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、省令で定めるところにより、<u>前項各号</u>に掲げる事項に代えて前年申告書記載事項と異動がない旨を記載した<u>同項</u>の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等）</p> <p>第33条の4</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴</p>
---	--

収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合は、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等（法第292条第1項第6号に規定する退職手当等をいう。第5款を除き、以下同じ。）で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

（固定資産税の免税点）

第41条 同一の者について、本市の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては300,000円、償却資産にあっては1,800,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（新築住宅に対して課する固定資産税の減額）

収税額に係る個人の市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合は、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、納入しなければならない。

（固定資産税の免税点）

第41条 同一の者について、市内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては300,000円、家屋にあっては200,000円、償却資産にあっては1,500,000円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

（新築住宅に対して課する固定資産税の減額）

第49条 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に新築された法附則第15条の6第1項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る法附則第15条の6第1項に規定する固定資産税額の2分の1に相当する額を当該住宅に係る当該固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 令和11年4月1日から令和13年

第49条 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に新築された住宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の用に供する専有部分のうち令で定める専有部分を有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のうち令で定める家屋をいう。以下この条及び次条において同じ。）（住宅の新築に係る都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第8条第1項の規定による届出に係る同条第3項の規定による勧告を受けた者が、同条第5項の規定により当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条及び次条において同じ。）で令で定めるものに対して課する固定資産税については、次条又は法附則第15条の7第1項若しくは第2項若しくは附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

(新築中高層耐火建築住宅に対して課する固定資産税の減額)

第50条 令和6年4月1日から令和8年3月

3月31日までの間に新築された法附則第15条の6第2項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る法附則第15条の6第2項に規定する固定資産税額の2分の1に相当する額を当該住宅に係る当該固定資産税額から減額する。

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

10 略

- (3) 法附則第15条第13項本文 5分の3
- (4) 法附則第15条第13項ただし書 2分の1
- (5) 法附則第15条第20項 2分の1
- (6) 法附則第15条第21項第1号 3分の2
- (7) 法附則第15条第21項第2号 2分の1
- (8) 法附則第15条第21項第3号 2分の1
- (9) 法附則第15条第22項第1号 3分の

31日までの間に新築された中高層耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅で令で定めるものに対して課する固定資産税については、法附則第15条の7第1項若しくは第2項又は附則第15条の8の規定の適用がある場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の令で定める住宅に限る。）にあつてはこの条の規定の適用を受ける部分に係る税額として令で定めるところにより算定した額とする。）の2分の1に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額する。

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

10 略

- (3) 法附則第15条第14項本文 5分の3
- (4) 法附則第15条第14項ただし書 2分の1
- (5) 法附則第15条第21項 2分の1
- (6) 法附則第15条第22項第1号 3分の2
- (7) 法附則第15条第22項第2号 2分の1
- (8) 法附則第15条第22項第3号 2分の1
- (9) 法附則第15条第23項第1号 3分の

<p><u>2</u></p> <p>(10) <u>法附則第15条第22項第2号 2分の</u></p> <p><u>1</u></p> <p>(11) <u>法附則第15条第24項第1号 2分の</u></p> <p><u>1</u></p> <p>(12) <u>法附則第15条第24項第2号 5分の</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(13) <u>法附則第15条第24項第3号 3分の</u></p> <p><u>2</u></p> <p>(14) <u>法附則第15条第24項第4号 4分の</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(15) <u>法附則第15条第27項 3分の2</u></p> <p>(16) <u>法附則第15条第31項 3分の2</u></p> <p>(17) <u>法附則第15条第35項 3分の2</u></p> <p>(18) <u>法附則第15条第36項 2分の1</u></p> <p>(19) <u>法附則第15条第39項 3分の1</u></p> <p>(20) <u>法附則第15条第40項 4分の3</u></p> <p>(23) <u>法附則第15条の11第1項 3分の</u></p> <p><u>1</u></p> <p><u>18から21まで 削除</u></p>	<p><u>2</u></p> <p>(10) <u>法附則第15条第23項第2号 2分の</u></p> <p><u>1</u></p> <p>(11) <u>法附則第15条第25項第1号 3分の</u></p> <p><u>2</u></p> <p>(12) <u>法附則第15条第25項第2号 7分の</u></p> <p><u>6</u></p> <p>(13) <u>法附則第15条第25項第3号 4分の</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(14) <u>法附則第15条第25項第4号 2分の</u></p> <p><u>1</u></p> <p>(15) <u>法附則第15条第28項 3分の2</u></p> <p>(16) <u>法附則第15条第32項 3分の2</u></p> <p>(17) <u>法附則第15条第36項 3分の2</u></p> <p>(18) <u>法附則第15条第37項 2分の1</u></p> <p>(19) <u>法附則第15条第40項 3分の1</u></p> <p>(20) <u>法附則第15条第41項 4分の3</u></p> <p><u>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</u></p> <p><u>18 平成20年度から平成28年度までの各</u> <u>年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税</u> <u>義務者が前年分の所得税につき租税特別措置</u> <u>法第41条又は第41条の2の2の規定の適</u> <u>用を受けた場合（同法第41条第1項に規定</u> <u>する居住年（以下「居住年」という。）が平成</u> <u>11年から平成18年までの各年である場合</u> <u>に限る。）には、法附則第5条の4第6項に規</u> <u>定するところにより計算した金額（以下「市</u> <u>民税の住宅借入金等特別税額控除額」とい</u> <u>う。）を、当該納税義務者の第22条第2項及</u> <u>び第3項並びに第25条第1項の規定を適用</u> <u>した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>19 前項の規定の適用がある場合における第</u> <u>25条第3項及び第4項の規定の適用につい</u> <u>ては、同条第3項中「前2項」とあるのは「前</u> <u>2項並びに附則第18項」と、同条第4項中</u> <u>「前各項」とあるのは「前各項並びに附則第</u></p>
--	---

<p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>22 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（法の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、その適用を受けた当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>24 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつ</p>	<p>18項」とする。</p> <p>20 附則第18項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合に限り、適用する。</p> <p>21 市民税の所得割の納税義務者が第27条第1項に規定する確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の市民税住宅借入金等特別税額控除申告書を、税務署長を経由して市長に提出することができる。</p> <p>22 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、附則第18項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより計算した金額を、当該納税義務者の第22条第2項及び第3項並びに第25条第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>24 第25条第2項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第22条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつ</p>
---	--

て、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項、附則第35条の3の6第4項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第11項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより算定するものとする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

53 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合（同条第1項各号に掲げる特定一般用医薬品等購入費の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払った場合に限る。）において法附則第4条の5第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、その支払及び当該取組を行った所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用する法第314条の2第1項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

て、当該納税義務者の前年中の所得について、法附則第33条の2第5項、附則第33条の3第5項、附則第34条第4項、附則第35条第5項、附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項又は附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、法第314条の7第11項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項及び附則第5条の7第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するところにより算定するものとする。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

53 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において法附則第4条の5第3項に規定する取組を行ったときにおける第21条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

74 法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物(以下この項において「改修特別特定建築物」という。)について同条第1項の規定の適用を受けようとする者は、その改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事(同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この項において同じ。)が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該利便性等向上改修工事に係る同条第1項に規定する政府の補助を受けたことを証する書類及び当該改修特別特定建築物が同項に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(5) 当該利便性等向上改修工事が完了した年月日

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

74 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項の認定に係る通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(5) 当該改修工事が完了した年月日

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第59号	所 管	福祉課
件 名	尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 阪神バス株式会社等が運行する乗合自動車の運賃改定に伴い、高齢者の負担軽減を図ることを目的として、市の助成額を増額するため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容				
	(1) 高齢者に交付している定期助成券(1年)を使用して、定期券を購入する場合の市の助成額を次のとおり改める。				
		購入額	市助成額	利用者負担額	
現 行	低所得1	53,600円	40,200円	13,400円	
	低所得2		35,730円	17,870円	
	一般		26,800円	26,800円	
改正後	低所得1	71,400円	53,550円	17,850円	
	低所得2		47,600円	23,800円	
	一般		35,700円	35,700円	
	(2) 高齢者バス運賃乗車払カードを使用して、乗合自動車を利用する場合の市の助成額を「120円」から「130円を超えない範囲内で規則で定める額」に改める。				
3	施行期日 令和8年9月1日				

尼崎市高齢者乗合自動車運賃助成条例

改正後	現 行
<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額(有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額)</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号)第5条第1号に該当する受給資格者 <u>53,550円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第5条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>47,600円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる受給資格者以外の受給資格者 <u>35,700円</u></p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 <u>130円</u>を超えない範囲内で規則で定める額</p>	<p>(助成額)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 前条第1号に該当する場合 次に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該アからウまでに定める額(有効期間が1年に満たない範囲内において規則で定める期間である助成対象定期乗車券を購入する場合にあっては、当該アからウまでに定める額の範囲内で規則で定める額)</p> <p>ア 尼崎市介護保険条例(平成12年尼崎市条例第22号)第5条第1号に該当する受給資格者 <u>40,200円</u></p> <p>イ 尼崎市介護保険条例第5条第2号又は第3号に該当する受給資格者 <u>35,730円</u></p> <p>ウ ア及びイに掲げる受給資格者以外の受給資格者 <u>26,800円</u></p> <p>(2) 前条第2号に該当する場合 <u>120円</u></p>

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第60号	所 管	水道維持課、下水道建設課
件 名	尼崎市水道事業給水条例及び尼崎市下水道条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>令和6年能登半島地震では、私人が管理する給水装置及び排水設備の復旧が遅れ、上下水道が使用できない状況が長期化したことを背景に、被災地での給水装置及び排水設備の円滑な復旧工事の実施に対応する業者の確保を求める国土交通省の通知が発出された。この通知を受け、本市においても災害その他非常の場合における、円滑な復旧工事の実施を図るため、所要の整備を行うもの。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>(1) 尼崎市水道事業給水条例の改正</p> <p>災害その他非常の場合において、本市の公営企業管理者(以下「管理者」という。)が必要があると認めるときは、管理者以外の水道事業者又はその水道事業者による事業者指定を受けた者が給水装置工事を施行することができることとする。</p> <p>(2) 尼崎市下水道条例の改正</p> <p>災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の公共下水道管理者による処分(管理者による事業者指定に相当する処分)を受けた者が排水設備工事を施行することができることとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市水道事業給水条例（第1条関係）

改正後	現 行
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第9条 <u>給水装置の新設、改造又は撤去の工事</u>（その設計を含む。以下この条において「給水装置工事」という。）は、<u>管理者又はその事業者指定（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定による指定をいう。以下この条において同じ。）を受けた者（以下この条において「管理者指定事業者」という。）でなければ</u>施行することができない。ただし、災害その他非常の場合において、<u>管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又はその事業者指定を受けた者（以下この条において「他の指定事業者」という。）が施行することができる。</u></p> <p>2 <u>管理者指定事業者、管理者以外の水道事業者又は他の指定事業者（以下「管理者指定事業者等」という。）が給水装置工事を施行する場合は、その着手前に</u>管理者の設計審査を受け、かつ、<u>その完成後に</u>管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第42条の2</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は<u>管理者指定事業者等</u>の施行した給水装置の新設又は改造の工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が政令第6条の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(工事の施行)</p> <p>第9条 <u>給水装置の新設、改造又は撤去の設計及び工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者をいう。以下同じ。）が施行する。</u></p> <p>2 <u>指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、工事着手前に</u>管理者の設計審査を受け、かつ、<u>工事完成後に</u>管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反等に対する措置)</p> <p>第42条の2</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は<u>指定給水装置工事事業者</u>の施行した給水装置の新設又は改造の工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が政令第6条の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

尼崎市下水道条例（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第3条の2 排水設備工事は、排水設備工事を適正に行うことができると認められる者で管理者が指定するものでなければ行うことができない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が必要があると認めるときは、管理者以外の法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の処分（この項本文の規定による指定（以下「事業者指定」という。）に相当する処分をいう。）を受けた者が行うことができる。</u></p> <p>2 <u>事業者指定</u>について必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 <u>事業者指定</u>を受けようとする者は、その申請の際、10,000円以内で管理者が別に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(排水設備工事の施行)</p> <p>第3条の2 排水設備工事は、排水設備工事を適正に行うことができると認められる者で管理者が指定するもの<u>（以下「下水道排水設備指定工事店」という。）</u>でなければ行うことができない。</p> <p>2 <u>前項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定</u>について必要な事項は、管理者が定める。</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 <u>第3条の2第1項の規定による下水道排水設備指定工事店の指定</u>を受けようとする者は、<u>当該指定の申請</u>の際、10,000円以内で管理者が別に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>

<令和8年6月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第61号	所 管	住宅政策課
件 名	尼崎市立富松住宅管理基金条例を廃止する条例について				
内 容					
<p>1 廃止理由</p> <p>尼崎市立富松住宅の用に供されていた建築物等の管理等に要する経費の財源を確保するため、設置を存続していた尼崎市立富松住宅管理基金について、当該建築物等及びその跡地を民間事業者に売却したことから本条例を廃止するもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市立富松住宅管理基金条例

現 行

(設置)

第1条 尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例の廃止等に関する条例（令和5年尼崎市条例第31号）第1条の規定による廃止前の尼崎市立富松住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年尼崎市条例第39号）第2条第1項の規定により設置された尼崎市立富松住宅及びその用に供されていた建築物等で現に存するものの管理等に要する経費の財源を確保するため、尼崎市立富松住宅管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金への編入)

第4条 基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する設置の目的を達成するため、市長が必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第62号	所 管	公有財産課											
件 名	旧慣による公有財産の使用権の廃止について															
内 容																
1 趣旨	<p>旧慣による公有財産の使用権とは、明治22年(1889年)の市制町村制施行以前からの慣行により特定の住民が公有財産を使用する権利であり、今日においても、この権利に基づき、旧村(部落)の住民による使用を認めている公有財産が存在している。</p> <p>この度、本件公有財産を仏堂敷地として使用してきた御園村から、仏堂の廃止により、本件公有財産を使用する必要がなくなったため、その旧慣を廃止し本市へ引き渡したい旨の申請があったことから、その旧慣を廃止するにあたり、地方自治法第238条の6第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p>															
2 使用権を廃止する公有財産及び部落	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地番</th> <th>地目</th> <th>地積</th> <th>部落</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市御園3丁目516番1</td> <td>山林</td> <td>849㎡</td> <td rowspan="2">御園村</td> </tr> <tr> <td>尼崎市御園3丁目516番2</td> <td>宅地</td> <td>39.66㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>※位置は別図のとおり</p>					所在地番	地目	地積	部落	尼崎市御園3丁目516番1	山林	849㎡	御園村	尼崎市御園3丁目516番2	宅地	39.66㎡
所在地番	地目	地積	部落													
尼崎市御園3丁目516番1	山林	849㎡	御園村													
尼崎市御園3丁目516番2	宅地	39.66㎡														

別 図



<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第63号	所 管	住宅管理担当																				
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）																								
内 容																									
1	<p>提起理由</p> <p>市営住宅の家賃等の長期滞納により当該市営住宅の賃貸借契約を解除した者等に対して、滞納家賃等の支払及び入居する市営住宅等の明渡しとともに損害賠償金の支払を求めるもの。</p>																								
2	<p>被告等</p> <p>住宅家賃等滞納者 ※滞納金額等は令和8年4月1日時点の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名義人</th> <th>滞納家賃</th> <th>滞納駐車場使用料</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>個人A</td> <td>378,070円 (17月)</td> <td>212,193円 (19月)</td> <td>賃貸借契約解除済み</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>個人B</td> <td>674,477円 (20月)</td> <td>—</td> <td>賃貸借契約解除済み</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>個人C</td> <td>966,800円 (14月)</td> <td>—</td> <td>訴状の送達をもって 賃貸借契約解除予定</td> </tr> </tbody> </table>					No.	名義人	滞納家賃	滞納駐車場使用料	状況	1	個人A	378,070円 (17月)	212,193円 (19月)	賃貸借契約解除済み	2	個人B	674,477円 (20月)	—	賃貸借契約解除済み	3	個人C	966,800円 (14月)	—	訴状の送達をもって 賃貸借契約解除予定
No.	名義人	滞納家賃	滞納駐車場使用料	状況																					
1	個人A	378,070円 (17月)	212,193円 (19月)	賃貸借契約解除済み																					
2	個人B	674,477円 (20月)	—	賃貸借契約解除済み																					
3	個人C	966,800円 (14月)	—	訴状の送達をもって 賃貸借契約解除予定																					

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第64号	所 管	公園維持課
件 名	工事請負契約について（記念公園陸上競技場等改修工事）				
内 容					
1	<p>契約の目的</p> <p>記念公園陸上競技場のメインスタンド等については、設置から60年以上経過し、外壁をはじめ施設の劣化が進行している状態である。施設の安全性を確保するため、改修工事を実施するもの。</p>				
2	<p>工事内容</p> <p>メインスタンド改修工事 一式</p> <p>全自動電気計時装置室改修工事 一式</p> <p>バックスタンド改修工事 一式</p> <p>屋外トイレ改修工事 一式</p>				
3	<p>契約の方法</p> <p>一般競争入札（制限付）</p>				
4	<p>開札年月日</p> <p>令和8年2月2日</p>				
5	<p>契約金額</p> <p>249,480,000円（※ 金額は消費税等相当額10%を含む。）</p>				
6	<p>契約の相手方</p> <p>尼崎市武庫之荘本町3丁目11番20号</p> <p>株式会社吉川組</p> <p>代表取締役 吉川 壽一</p>				
7	<p>工期</p> <p>契約締結の日から令和9年3月20日まで</p>				

開札結果表

		開札年月日	令和8年2月2日
件名	記念公園陸上競技場等改修工事		
落札者名	(株)吉川組	落札金額	226,800,000円
予定価格	237,600,000円	最低制限価格	218,592,000円
入札者名	第1回入札金額(円)		
(株)吉川組	226,800,000	決定	
(株)伊藤テック	228,630,000		
(株)松善工務店	241,800,000	※予定価格超過	
(株)モリテック	251,100,000	※予定価格超過	
(株)オカモト・コンストラクション・システム	253,800,000	※予定価格超過	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第65号	所 管	消防局 企画管理課
件 名	物件の買入れについて (消防団小型動力ポンプ積載車)				
内 容					
1	<p>買入れの目的</p> <p>地域防災力の中核である消防団に配備されている車両が経年劣化していることから、消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容</p> <p>消防団小型動力ポンプ積載車 3台</p>				
3	<p>買入れの方法</p> <p>指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額</p> <p>67,650,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
5	<p>買入れの相手方</p> <p>大阪市住吉区万代東1丁目5番22号</p> <p>小川ポンプ工業株式会社</p> <p>代表取締役 小河 元</p>				
6	<p>納期</p> <p>令和10年3月3日</p>				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和8年4月20日
件 名	消防団小型動力ポンプ積載車		
落 札 者 名	小川ポンプ工業(株)	落 札 金 額	61,500,000円
予 定 価 格	63,525,000円	最 低 制 限 価 格	—
入 札 者 名		第1回入札金額(円)	
小川ポンプ工業(株)		61,500,000	決定
(株) 吉谷機械製作所		62,250,000	
平和機械(株)		65,400,000	※予定価格超過
日本ドライケミカル(株) 大阪支店		66,000,000	※予定価格超過
(株) 藤井ポンプ製作所		67,500,000	※予定価格超過
(株) スナミ		68,100,000	※予定価格超過
大槻ポンプ工業(株)		68,400,000	※予定価格超過
長野ポンプ(株) 大阪営業所		72,000,000	※予定価格超過
神戸日野自動車(株)		78,000,000	※予定価格超過
(株) 阪和総合防災南大阪支店		未入札	
日本機械工業(株) 大阪営業所		辞退	
(株) モリタ関西支店		辞退	
(株) ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	
(株) ゼネラル商会		辞退	
キンパイ商事(株)		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第66号	所 管	消防局 財務課
件 名	物件の買入れについて (高規格救急自動車)				
内 容					
1	買入れの目的 高規格救急自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、救急事案に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。				
2	買入れ物件の内容 高規格救急自動車 2台				
3	買入れの方法 指名競争入札				
4	買入れの金額 69,520,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)				
5	買入れの相手方 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 所長 中井 立周				
6	納期 令和9年3月5日				

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第67号	所 管	消防局 財務課
件 名	物件の買入れについて (水槽付き消防ポンプ自動車)				
内 容					
1	<p>買入れの目的 多様な災害に即時に対応する水槽付き消防ポンプ自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため現有車両を更新するもの。</p>				
2	<p>買入れ物件の内容 水槽付き消防ポンプ自動車 1台</p>				
3	<p>買入れの方法 指名競争入札</p>				
4	<p>買入れの金額 82,390,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)</p>				
5	<p>買入れの相手方 鳥取市古海356番地1 株式会社吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷 勇一郎</p>				
6	<p>納期 令和10年2月25日</p>				

開 札 結 果 表

		開札年月日	令和8年4月20日
件 名	水槽付き消防ポンプ自動車		
落 札 者 名	(株) 吉谷機械製作所	落 札 金 額	74,900,000円
予 定 価 格	81,658,300円	最 低 制 限 価 格	—
入 札 者 名		第1回入札金額(円)	
(株) 吉谷機械製作所		74,900,000	決定
日本機械工業 (株) 大阪営業所		75,600,000	
小川ポンプ工業 (株)		76,300,000	
日本ドライケミカル (株) 大阪支店		76,800,000	
平和機械 (株)		77,000,000	
(株) モリタ関西支店		77,100,000	
大槻ポンプ工業 (株)		77,800,000	
(株) スナミ		78,900,000	
(株) 藤井ポンプ製作所		79,000,000	
長野ポンプ (株) 大阪営業所		79,500,000	
神戸日野自動車 (株)		82,000,000	※予定価格超過
(株) 阪和総合防災南大阪支店		未入札	
(株) ゼネラル商会		辞退	
キンパイ商事 (株)		辞退	
(株) ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)

<令和8年6月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第68号	所 管	消防局 財務課
件 名	物件の買入れについて (小型水槽付き消防ポンプ自動車)				
内 容					
1	買入れの目的 消防ポンプ自動車が経年劣化していることから、消防力を強化し、水火災等の災害に迅速かつ的確に対応するため小型水槽付き消防ポンプ自動車に更新するもの。				
2	買入れ物件の内容 小型水槽付き消防ポンプ自動車 1台				
3	買入れの方法 指名競争入札				
4	買入れの金額 57,200,000円 (※ 金額は消費税等相当額10%を含む。)				
5	買入れの相手方 吹田市豊津町1番31号由武ビル5階C号室 長野ポンプ株式会社 大阪営業所 所長 東野 敏行				
6	納期 令和10年2月25日				

開札結果表

		開札年月日	令和8年4月20日
件名	小型水槽付き消防ポンプ自動車		
落札者名	長野ポンプ(株) 大阪営業所	落札金額	52,000,000円
予定価格	60,106,200円	最低制限価格	—
入札者名		第1回入札金額(円)	
長野ポンプ(株)大阪営業所		52,000,000	決定
(株)吉谷機械製作所		53,900,000	
日本機械工業(株)大阪営業所		54,600,000	
小川ポンプ工業(株)		55,200,000	
平和機械(株)		55,700,000	
(株)モリタ関西支店		56,100,000	
(株)スナミ		56,600,000	
(株)藤井ポンプ製作所		56,800,000	
日本ドライケミカル(株)大阪支店		56,850,000	
神戸日野自動車(株)		58,000,000	
(株)阪和総合防災南大阪支店		未入札	
大槻ポンプ工業(株)		辞退	
(株)ゼネラル商会		辞退	
キンパイ商事(株)		辞退	
(株)ナカムラ消防化学大阪営業所		辞退	

(※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。)